

暮らしの i Information

募 集

非常勤職員などの募集

○国際観光推進業務職員（非常勤）

■募集人員／1名

■任用期間／4月1日～平成30年3月31日（以降更新有）

■応募資格／町内に居住し、中級程度の英会話、英訳、英文書作成が可能で、パソコンでの文書作成や表計算ソフトを操作できる方

■勤務場所／町総合政策課

■業務／外国語（英語）による通訳・翻訳サポート、外国人来訪者への対応、英文書の作成、その他国際化施策および総合政策課事務など

■賃金／月額18万円（社会保険、雇用保険加入）

■勤務時間／月々金、週4日勤務、

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【e-Tax（国税電子システム・納税システム）】

①国税庁ホームページから申告

「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

②添付書類の提出が不要

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容（病院の名称や支払金額など）を入力して送信することにより、提出を省略することができます（e-Tax でなければ、確定申告書と一緒に提出しなければなりません）。ただし、確定申告期限から5年間、税務署から提出や提示を求められることがありますので、大切に保管しておいてください。なお、マイナンバーに関する本人確認書類についても、e-Tax で送信すれば提示または写しの提出が不要です。

③還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3週間程度に短縮されます）。

④24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間 e-Tax の利用が可能です。便利な e-Tax をぜひご利用ください。

詳しい内容は <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

■町税務課住民税係 ☎ 56 - 8003

【お気軽に納税相談を】

「町税を納付できない事情がある」「納付書を紛失してしまった」など、納税に関する相談は随時受け付けていますので、お気軽に納税係（窓口⑨）へ連絡またはお越しください。

■町税務課納税対策室納税係 ☎ 56 - 8002

8時45分～17時30分（休憩1時間）

■応募方法／2月28日（火）までに

町総合政策課へハローワークからの紹介状を添えて履歴書（写真貼付）とともに持参または郵送（当日消印有効）、英語に関する資格があれば、資格証の写しを提出。

書類選考のうえ、面接日時を連絡

■町総合政策課 ☎ 56 - 8001

○総合体育館職員（パートタイマー）

■募集人員／1名

■任用期間／4月1日～平成30年3月31日（以降更新有）

■応募資格／60歳未満

■業務／トレーニング室指導、一般事務補助

■賃金／時給840円（町規定による）

■勤務時間／週5日（1日5時間30分）2交代制、早出…9時～15時

15分、遅出…14時45分～21時

※土日祝日の勤務有

■選考方法／書類選考、必要に応じて面接

■応募方法／履歴書に必要事項を記入のうえハローワークからの紹介状を添えて総合体育館へ提出

■申込期限／2月17日（金）

■町総合体育館 ☎ 22 - 2288

○学校給食配膳員（パートタイマー）

■募集人員／若干名

■任用期間／4月1日～平成30年3月31日（以降更新有）

■応募資格／60歳未満の町内在住者

■勤務場所／町内各小中学校

■業務／学校給食配膳全般

■賃金／時給840円（町規定による）

■勤務時間／月々金曜日（土日祝日、所属校の休日は休み）、9時30分～13時45分（休憩12時～12時45分）3時間30分勤務

■応募方法／2月15日（水）までに

学校給食センターにハローワークからの紹介状を添えて履歴書とともに提出

■町学校給食センター ☎ 22 - 0506

○町専任駐在員

■募集人員／2名

■応募資格／65歳未満の町内在住者

■業務／町広報紙などの配布、住民異動の実態調査、青少年の補導、庁舎内での事務など

■任用期間／4月1日～平成30年3月31日（以降更新可能）

■報酬／月額10万5千円（社会保険・雇用保険無）

■その他／広報紙の配布期間は、土日祝祭日も勤務となります

■応募方法／2月15日（水）までに、

町住民環境課生活安全係へハローワークからの紹介状を添えて履歴

書とともに提出

■町住民環境課生活安全係 ☎ 56—8005

○交通安全指導員（ボランティア）

普通自動車運転免許証を取得している健康な方で、交通安全運動期間中（年間60日）の登下校時における街頭指導と各種交通安全行事での支援ができる方を募集します。

※制服などの貸与有

■町住民環境課生活安全係 ☎ 56—8005

町営住宅入居者募集

■募集期間／2月1日（水）～14日（火）

○一般世帯向け（複数世帯）

・南9条団地（南9西2）

※浴室有、浴槽無

3DK 2戸

・ノースパークタウン（北7西1）

3LDK 1戸 3階

3DK 1戸 3階

・望羊団地（北4東4）

3LDK 1戸 2階

・羊蹄団地（北3東7）

2LDK 2戸 1階・2階

○高齢者向け（60歳以上・複数世帯 または単身世帯）

・望羊団地（北4東4）

2DK 1戸 1階

・ひまわり団地（北6西5）EV有

2LDK 1戸 1階

・ノースパークタウン（北7西1）

2DK 1戸 1階

・むつみ団地（南8西2）

2DK 1戸 2階

※階の表示は、物置・車庫などにより実際とは違う場合があります

※修繕などが完了してからの入居になりますので、入居可能になるまで日数がかかる場合があります

※申請には所得制限などがあります

■町建設課住宅係 ☎ 56—8012

放課後児童クラブ入会申込

町では、共働き家庭や母子・父子家庭など留守家庭の主に小学校低学年の児童を対象に遊びや生活の場を提供し、保護者が安心して働ける環境づくりのため、放課後児童クラブを開設しています。

4月1日から入会を希望する方は、次のとおり申込みしてください。

■受付期間／2月1日（水）～17日（金）まで

■開設場所／

・どんぐりクラブ（北児童館、北5西2）

・げんきっ子クラブ（俱知安小学校南3東3）

・風の子クラブ（東小学校、北4東9）

・おおぞらクラブ（西小学校、南6西3）

■対象児童および入会の要件／

町内小学校に在籍しており、保護者が就労などにより日中家庭にいない児童

※定員を超えた場合、低学年を優先

■申込方法／町福祉医療課福祉係窓口へ申込書および勤務証明書などを添えて提出

■費用／教材費の一部と傷害保険代（年間一人2千円）を申込時に支払い。行事などの経費は実費負担有

■町福祉医療課少子高齢化対策室

社係 ☎ 23—0500

自衛官・予備自衛官補募集

○平成28年度自衛官採用試験

■募集種目／第7回自衛官候補生

■受験資格／18歳以上27歳未満の男女（女子は陸のみ）

■受付期間／2月16日（木）締切

■試験日／2月18日（土）、予備日19日（日）

○第1回予備自衛官補採用試験

■募集種目／第1回予備自衛官補

（一般公募・技能公募）

■受験資格／

・一般公募：18歳以上34歳未満

・技能公募：18歳以上で保有する技能に応じ53～55歳未満

■受付期間／4月7日（金）締切

■試験日／4月14日（金）～18日（火）

のいずれか1日を指定

※予備自衛官補は第1回の試験で採用予定数に達した場合、第2回を実施しない場合があります。また、

国家免許資格の細部は俱知安地域事務所にお問い合わせください

■俱知安地域事務所 ☎ 23—3540

笹山 武 市 ☎ 22—2433

佐名木 幸 子 ☎ 22—4302

清水 礼 子 ☎ 22—0075

古谷 和之 ☎ 23—3165

開催

親子スポーツクラブ見学会

当クラブでは1歳半頃～未就学のお子さんを対象に、親子で楽しめる活動を行っています。イベント・リズム遊び・読み聞かせ・手遊びなど、

見学会と一緒に遊びませんか。

■日時／2月21日（火）10時～11時30分

■場所／町世代交流センター（絵本館隣接）

☎ 090—6876—1789

（小林）、☎ 090—1643—8678（大森）※9時～16時

歩くスキー講習会

■日時／2月18日、25日、3月4日、18日の土曜日、全4回、10時～12時

■集合場所／旭ヶ丘雪ん子館

■参加費／千円

■申込方法／2月14日（火）までにじゃが太スポーツクラブ事務局（町総合体育館内）へ申込み

☎ 町総合体育館 ☎ 22—2288

しりべし夏の就業フェア

後志地域の「しごと」と「住まい」を紹介します。

■日時／2月22日～23日、12時～19時

■場所／h i r a f u 188、5階

イベントスペース

入場無料、事前予約不要。後志地域での就業に関する相談にもお答えします。お気軽にご来場ください。

■町後志総合振興局産業振興部商工労働観光課 ☎ 23—1362

周知

旅館業・飲食業を行う方へ

旅館業に供する厨房施設、洗濯施設ならびに総床面積360平方メートル以上の飲食店を設置し、建物から排水を川などの公共用水域に排水する場合

合は水質汚濁防止法に係る届出を提出する必要があります。

■ 函後志総合振興局環境生活課地域環境係 ☎ 23-1352

町道民税・国民健康保険税の申告について

マイナンバーが必要ですよ

■ 期間／2月16日(木)～3月15日(水)
■ 受付時間／9時～12時、13時～16時30分

■ 会場／役場庁舎1階税務課

■ 対象者／今年1月1日現在、町内に住所のある人で、次に該当しない方

① 税務署で確定申告をする予定、または、申告された人
② 勤務先で年末調整が済んだ人(医療費控除などの対象になる場合、確定申告が必要です)

③ 収入が公的年金等のみの人で

(ア) 昭和27年1月1日以前生まれ
年間148万円以下の人

(イ) 昭和27年1月2日以後生まれ
年間98万円以下の人

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、**所得税の確定申告は必要ありません。**

しかし、この場合でも、前の③に該当しなければ、**町道民税・国民健康保険税の申告は必要になります。**また、所得税の還付を受ける場合には、所得税の確定申告が必要になります。

これらの申告をする場合、収入金額が400万円以下の公的年金等と

他の20万円以下の所得のいずれも申告する必要があります。

■ 必要なもの

① マイナンバーカード
持っていない場合は通知カードと身元確認書類(運転免許証、健康保険証など)

② 印鑑

③ 源泉徴収票(給与・年金など)、支払調書など

④ 各種控除(国保税・国民年金・介護保険・生命保険・医療費など)の領収書・控除証明書

⑤ 本人名義の口座番号のわかるもの(預金通帳) など

※ 今回の申告からマイナンバーの記載が必要となります。申告の際には本人確認(番号確認・身元確認)をしますので、①の書類を必ずお持ちください

【申告案内ハガキ】
昨年の町道民税・国保税の申告状況をもとに、町から申告案内ハガキを送付していますが、ハガキが届いていなくても、申告が必要な人は期間内に申告してください。

■ 収入が無くても申告を／平成28年中に収入が無かった人や非課税所得のみの人でも、必ず申告を得のみの人でも、必ず申告を

■ 申告がないと

・ 国民健康保険税の軽減が受けられない
・ 所得課税証明書が発行できない
・ 医療費の自己負担軽減措置が受けられない
・ 国民年金の免除申請ができない
・ 各種手当を受給できない
などのことがあります。

消費者コーナー

倶知安消費者協会

「もったいない」から「ありがとう」へ
世界には「飢えている人」と反対に「余って捨てている人」がいます。
NPO 法人「ハンズハーベスト北海道」では札幌市内で規格外や採れすぎた産品、商品として並んだあと少しの汚れのある品や賞味期限の迫った品など「廃棄物」になる一歩前の品を集め、ボランティアにより必要としている場所へ届けています。

私たちは、この精神にならい、まず家庭で、買いすぎ・作りすぎ・ためおきすぎ、結局は捨てる物が多いことを反省して、まず「食品ロスを減らそう」から始めて行きましょう。

■ 消費生活相談室(公民館1階団体室)

■ 月・水・金曜日 10時～15時

☎ 23-1522

■ 時間外の緊急相談は ☎ 22-2101(荒野)

忘れずに申告を!!

■ 町税務課住民税係(窓口⑧)
☎ 56-8003

自動車税の住所変更を!

自動車税は、4月1日現在の登録に基づいて課税されます。引越して住所が変わったときなどは、運輸支局で変更登録をしてください。

次の場合は手続きが必要です。

・ 住所が変わったとき(変更登録)
・ 自動車を売買したとき(移転登録)
・ 自動車を使用しなくなったとき(抹消登録)

平成29年度の自動車税納税通知書を確実にお届けするために、3月中旬に手続きをお願いします。

■ 変更登録が間に合わないときは:
札幌道税事務所にご連絡いただくか、道税ホームページから自動車税の住所変更手続きが可能です。

■ 札幌道税事務所自動車税部
☎ 011-746-1197

し尿等処理手数料(汲取り料金)の改定について

4月1日から、し尿等処理手数料(汲取り料金)が変わります。

生活に不可欠な業務を安定的・継続的に行うために係る経費を適正かつ合理的に負担いただくもので、次のとおり改定します。ご理解とご協力をお願いします。

■ 料金／10ℓ当たり85円(消費税込)
(改定前は10ℓ当たり77円(消費税込))

※ 基本量360ℓで3060円となり、現行より288円増えます
※ 収集量360ℓを超え10ℓ未満の端数がある場合は、10ℓ単位で切り上げします

■ 羊蹄山麓環境衛生組合 羊蹄衛生センター総務係 ☎ 22-0211

消防署からのお知らせ

冬場はヒートショックに注意！

ヒートショックとは、急激な温度変化が体に及ぼす影響のことです。室温の変化によって血圧が急激に変化します。冬場に暖かい部屋から寒い廊下・トイレ・脱衣所・浴室などに移動すると、急激な血圧の変化により失神や心筋梗塞、脳梗塞などを起こすことがあります。ヒートショックを防ぐには、トイレや脱衣所などに暖房器具を置いたり、お風呂に入るときはあらかじめ浴室を温めておきましょう。また、高齢者や高血圧・糖尿病などの病気になる人はヒートショックになる危険性が高いので、十分に注意しましょう。

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽窃盗(すり)事件の発生
商業施設において、買い物客のバッグ内から財布が盗まれる事件が発生しました
▽器物損壊事件の発生
会社倉庫の出入口ドアのガラスが壊される事件が発生しました
会社事務所に駐車してあった車両のドアミラーが壊される事件が発生しました

交通事故

▽12月15日、国道上でわだちこにハンドルを取られ、雪山に衝突する交通事故が連続して発生しました
▽12月23日、吹雪による視界不良の追突事故が発生しました

12月月末までの災害出動状況

	平成28年	平成27年
火災	6件	13件
救急	821件	798件
救助	34件	28件
その他	87件	86件

12月月末までの町内交通事故発生状況

	平成28年	平成27年
人身	36件	16件
物損	667件	523件
死者	1名	0名

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします

破産制度のよくある誤解



倶知安ひまわり
基金法律事務所
弁護士 渡邊 恵介
☎ 21-6228
📧 www.kutchan-himawari-lawoffice.com

人生は常に計画通りに進むとは限りません。返せるとして借り入れをしても思うように返済が進まないこともあります。借金の支払いが困難となった方が再スタートを切るためにあるのが破産制度。今回は、その制度のよくある誤解について説明します。

①破産すると戸籍に載る？選挙権がなくなる？

破産をしても戸籍にも載りませんし、選挙権もなくなりません。

②破産すると全財産をとられてしまう？

別に申立を行えば99万円までの財産を手元に残すことができます。また、通常であれば家財道具をとられることはありませんし、札幌地方裁判所の場合、ローンを完済し、登録から10年が経過しているような自動車も特に高価な車種でない限りとられない運用がなされています。

③ギャンブルが原因だと破産できない？

浪費が原因でも、本人が今後ギャンブルに手を出さないと誓うなど生活再建の道筋がしっかりしているときは、裁判所が裁量で破産(正確には免責)させることができます。

④一度破産すると二度と破産できない？

一度破産(正確には免責)したとしても、免責から7年以内の場合は裁判所の裁量により、7年が経過した場合は法律上の不許可事由に当たらない限り破産(正確には免責)することができます。もっとも一度破産をしていることから裁判所の審査の目はより厳しくなります。間違った知識で債務整理をためらわないよう分からないことがあるときは、法律の専門家に相談しましょう。

1月17日(火)までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 平成28年12月末現在

人	口	16,465人(前月比+699)
男		8,360人(前月比+416)
女		8,105人(前月比+283)
世帯数		8,995世帯(前月比+690)
うち外国籍住民		1,545人(前月比+670)